

# 公社)岐阜県理学療法士会 厚生部福利厚生事業

## 出産お祝いならびに子育て応援制度について

当事業は、公社)岐阜県理学療法士会が、本会会員の子育て支援の取り組みとして、会員の子育てを応援し、安心して出産・育児に臨める環境づくりを支援するとともに、会員サービスの充実を図るものである。

### <基本事項>

- ・支援の対象は、本会の正会員であること。(本人または配偶者)
- ・原則出産日から6ヶ月以内の申請を行う事。
- ・支給は1世帯につき1回の申請とする。(多胎児の場合も1回の申請)
- ・休会中の会員は復会日から6ヶ月以内に申請が可能。
- ・この制度は令和8年1月1日以降の出産が対象。

### <支援内容について>

- ・支援は申請が受理されたものに対してのみ行なう。
- ・お祝い品は、3000円相当のカタログギフトを進呈する。
- ・その他不測の状況に応じた対応は会長の判断による。

### <申請の手続き>

・制度を希望する会員は、所定の申請用紙(HPよりダウンロード)をもって事務局に提出。もしくは、岐阜県理学療法士会のホームページより直接申請。

令和8年6月1日施行 厚生部

### 申請の流れ

- ①ホームページより申請書をダウンロードもしくは直接フォームに入力し申請。
- ②申請用紙を用いる場合は事務局にFAXで申請。(FAX 058-277-6166)
- ③厚生部で受領次第、受付の連絡をmailにて行う。
- ④カタログギフトの進呈。(送付まで1ヶ月～3ヶ月かかります)

### <よくある質問(FAQ)>

Q. 双子の場合は2回申請できますか

→できません。1世帯1回の申請です。

Q. 申請期限を過ぎた場合は申請できますか

→原則として受付不可。ただし、災害・入院など特別な事情がある場合は個別判断。

Q. 産休・育休を理由に休会する場合は申請できますか

→休会中の申請はできません。配偶者が本会会員の場合は配偶者が申請していただくか、ご本人様が復会時に申請することは可能です(復会日から6ヶ月以内に申請が可能)。